

(設置)

第1条 市が実施する健康なまちづくりに関する施策の推進を図るため、坂戸市健康なまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 坂戸市健康なまちづくり計画の策定及びその推進に関すること。
- (2) その他健康なまちづくりに関する施策の推進に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者
- (2) 健康に関する市民活動を行っている団体の構成員
- (3) 農業に従事する者
- (4) 食品の製造業又は加工業に従事する者
- (5) 坂戸市立小・中学校の校長又は教員
- (6) 公募に応じた市民
- (7) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 審議会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、その所掌事務を分掌させるため、次に掲げる部会を置くことができる。

(1) 健康増進部会

(2) 食育推進部会

2 部会に属すべき委員は、市長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

6 審議会は、その定めるところにより、部会の議決をもって審議会の議決とすることができる。

7 前条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、同条中「審議会」とあるのは「部会」と、同条第1項中「会長」とあるのは「部会長」と、同条第2項中「委員」とあるのは「当該部会に属する委員」と、同条第3項中「出席委員」とあるのは「出席した当該部会に属する委員」と読み替えるものとする。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、こども健康部坂戸市立市民健康センターにおいて処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行後最初に委嘱される委員の任期は、第4条第1項本文の規定にかかわらず、平成28年3月31日までとする。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

3 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年坂戸町条例第15号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成26年条例第32号抄）

(施行期日)

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成29年条例第4号）

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月18日条例第3号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年3月25日条例第4号）

この条例は、令和8年4月1日から施行する。